

社会福祉法人曾根福祉会

役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人曾根福祉会（以下「当法人」という）定款 第8条、第21条及び当法人評議員選任・解任委員会運営規則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 役員等が、監事監査、理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会へ出席したとしても、報酬は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 通勤手当については、実費精算とする。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満の場合は、支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費〔実費精算とする。〕、宿泊料〔上限金1万円とする。〕）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日については、前月26日から当月25日までの分について、当月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直近前の銀行営業日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、業務に従事した都度、支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和4年9月1日から適用する。

別表（役員等の報酬）

常勤役員の報酬表

区分	月額（円）
理事長	100,000円

非常勤役員等の報酬表

区分	日額（円）
非常勤役員 (理事及び監事)	5,000円
評議員	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円